別表１　特定園芸施設及び附帯施設の時価現有率表

特定園芸施設の区分 ＼ 経過年数	ガラス室		プラスチックハウス						附帯施設
	Ⅰ類（木造）	Ⅱ類（鉄骨）	Ⅰ類（木竹）	Ⅱ類（パイプ）	Ⅲ類（鉄骨下）	Ⅳ類甲（鉄骨中･軟）Ⅳ類乙（鉄骨中･硬）	Ⅴ類（鉄骨上）	Ⅶ類（多目的ネットハウス）	
１年未満	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
１年以上２年未満	90	96	90	95	96	96	96	96	93
２　〃　３　〃	80	92	80	90	92	92	92	92	86
３　〃　４　〃	70	88	70	85	88	88	88	88	79
４　〃　５　〃	60	84	60	80	84	84	84	84	72
５　〃　６　〃	50	80	50	75	80	80	80	80	65
６　〃　７　〃	以下同じ	76	以下同じ	70	76	76	76	76	58
７　〃　８　〃		72		65	72	72	72	72	50
８　〃　９　〃		68		60	68	68	68	68	以下同じ
９　〃　１０　〃		65		55	65	65	65	65	
１０　〃　１１　〃		62		50	62	62	62	62	
１１　〃　１２　〃		59		以下同じ	59	59	59	59	
１２　〃　１３　〃		56			56	56	56	56	
１３　〃　１４　〃		53			53	53	53	53	
１４　〃　１５　〃		50			50	50	50	50	
１５年以上		以下同じ			以下同じ	以下同じ	以下同じ	以下同じ	

（備考）１．　プラスチックハウスⅥ類の特定園芸施設の時価現有率は、プラスチックハウスⅠ類～Ⅴ類の施設区分のうち当該特定園芸施設の骨格の主要部分に類するものの時価現有率を適用するものとする。

２．　補強、部材の取替・増改築等による再投下価額が明らかな場合の時価現有率表の適用に当たっては経過年数及び更新率に応じて、次の表により定める年数を経過年数とするものとする。この場合の更新率とは、

$$\frac{\text{再投下価額（被覆材に関する投下額を除く）}}{\text{再建築価額}} \text{ 又は } \frac{\text{取替スパン数}}{\text{総スパン数}}$$

をいうものとする。